

年 月 日

金山町長 様

(申込者)住 所

氏 名

㊞

空家バンク登録申込書

金山町空家バンク実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空家バンクへの登録を申し込みます。

1 添付書類

(1) 空家バンク登録票（様式第2号）

(2) 登録を申請する物件の登記事項証明書

※現所有者と登記名義人が異なる場合は、関係が分かる書類を併せて手ご提出ください。

(3) 登録する物件に付随する土地等が分かる書類

(4) 申込者本人を証明するもの（運転免許証の写しなど）

2 賃貸借契約等について、次のとおり①（直接型）または②（間接型）のいずれかを選択します。

① 直接型

契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者との間で、責任をもって行います。

② 間接型

契約交渉に関わる全てについて、町と空家バンクの運営について協定を締結する公益社団法人福島県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）等の会員である宅建業者へ媒介を依頼し、併せて宅建協会等及び取扱宅建業者への情報提供を承諾します。また、取扱宅建業者の選定については、宅建協会等に一任します。

3 登録内容は、別紙「空家バンク登録票（様式第2号）」に記載のとおりです。

- (注) 1 金山町では情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、「登録者」と「利用者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関する媒介行為は行っていません。媒介を希望される方は、町と空家バンクの運営について協定を締結する宅建協会等の会員である宅建業者に依頼をお勧めします。なお、宅建協会等へ依頼した場合、媒介に係る報酬の額については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額を超えない額となります。
- 2 金山町個人情報保護条例（平成12年金山町条例第60号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用者」等へ提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

## 空家バンク登録に係る同意・誓約事項

## 同意事項

- 1 ホームページ等により、空家バンクに登録した物件に関する情報が一般に公開されること。
- 2 情報を登録した空家等の購入又は賃借を希望する者に対して、私及び委任業者の情報が提供されること。
- 3 ホームページ等で公開する情報及び希望者に提供される情報について、その責任はすべて私が負うものであり、金山町は一切関知しないこと。
- 4 希望者との交渉及び契約並びに利用者との間で生じた事故及び紛争の解決について、金山町は一切関与せず、かつ、何らの責任も負わないこと。
- 5 利用者と交渉を行ったときは、契約締結の有無を問わず、その最終的な結果を必ず町長に報告しなければならないこと。
- 6 空家バンクに関する調査のため、町税の納付状況や暴力団等でないことについて、町及び関係機関に調査、照会等をされること。また、町が現地を調査する場合は調査に協力し、その際に申出書の記載内容と異なる箇所を確認した時は、申出書の修正が必要になること。
- 7 空家バンクへの情報登録後、空家等の情報に変更があったときは、町長への届出が必要であること。
- 8 空家バンクに登録した情報の抹消を希望するときは、所定の手続が必要であること。
- 9 次に掲げる場合は、町長において承諾なく登録情報を抹消するものであること。
  - ア 空家バンクへの情報登録後、3年を経過した時点で私から登録継続の申出が無かった場合。
  - イ 町において空家等の所有権が移動し、又は賃貸借が開始されたことを確認した場合。
- 10 空家バンクに登録した情報を中古住宅市場の活性化・流動化を進める目的で国が推進する全国版空き家・空き地バンク及び福島県関係の移住に関するホームページと金山町と空家の情報提供に関する協定を結んだ（社）IORI 倶楽部が運営する空家市場ふくしまに提供されること。

## 誓約事項

提供を受けた希望者の情報は、その希望者との交渉及び契約並びに希望者との間で生じた事故及び紛争の解決以外の目的で使用しないこと。

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印